



「後見人」ってなあ～に

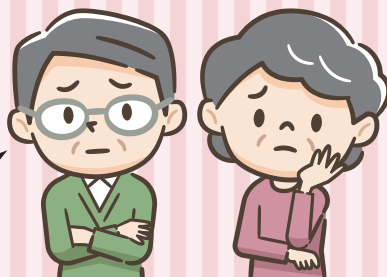
認知症のため通帳をなくしたり、
公共料金の支払い等、お金の管理
が難しくなってきた。

こんな人たちが…

施設入所や介護保険サービス等
を利用したいが自分で契約がで
きない。

一人暮らしの親が訪問販売や電
話販売で詐欺被害に遭うかもし
れない。

親亡き後、知的障がい等のある
子どもの将来が心配。



こんなとき「後見人」がお手伝いします。



できないこと

- ・身の回りのお世話
(買い物・家の掃除や調理)
- ・入院時の契約や退院時の支払い
(身元保証人・手術の同意)
など



身上保護 (契約など)

- ・訪問販売や悪徳商法の取り消し
- ・市役所や銀行などへの手続き
- ・入院時の契約や退院時の支払い
など



財産管理

- ・預金通帳や証書などの預かり
- ・水道代や電気代などの支払い
- ・負債(家賃や公共料金の滞納)を整理
など



成年後見制度について分からないことやお聞きになりたいことは次の相談窓口へご連絡ください。

【高齢者の窓口】

- 地域包括支援センター TEL:0982-72-6900
- 高齢者支援係 TEL:0982-73-1717

【障がい者の窓口】

- 西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター
TEL:090-4489-9432
- 福祉保険課 TEL:0982-73-1202

【総合相談窓口】

- 延岡・西臼杵権利擁護センター
延岡市山下町1丁目7番地9(高齢者福祉協会内) TEL:0982-20-4515

※高千穂町では、認知症や障がいなどで成年後見制度の必要性がある方が、安心して利用できるように、
行政や関係機関と連携して支援する機関(延岡・西臼杵権利擁護センター)を設置しています。



権利擁護センター
キャラクター
じん犬君



センターHP